

2025年版

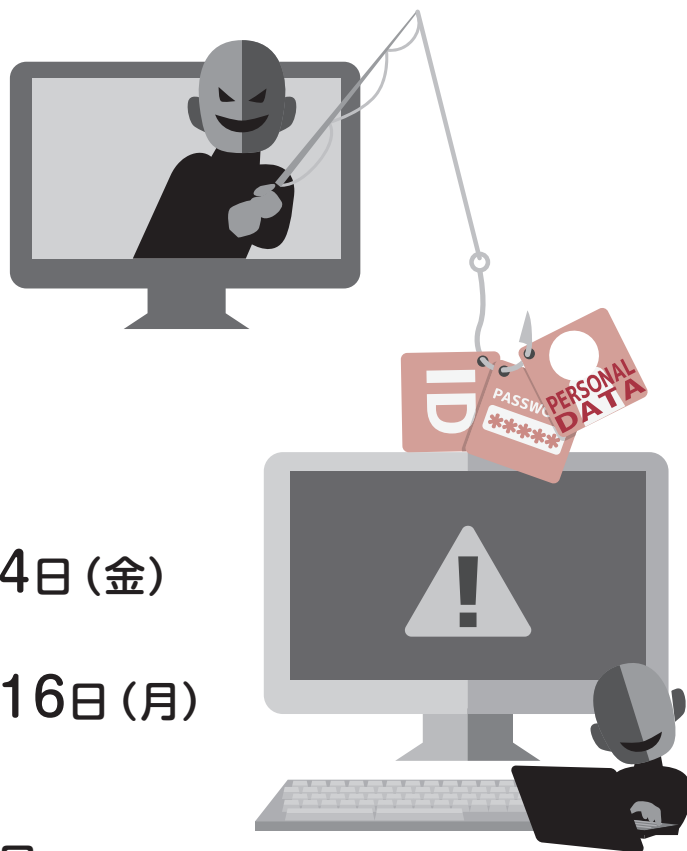


# 全地連

## サイバープロテクター補償制度

(サイバーセキュリティ特約付帯専門業者賠償責任保険)

情報漏えい・サイバーリスクをカバー!



申込締切日

新規

2025年1月24日(金)

継続

2024年12月16日(月)

保険期間

2025年3月1日～  
2026年3月1日の1年間

不正アクセス

詐欺的  
メーラー

ソフトウェアの  
脆弱性

内部犯行

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

# はじめに

平素より、連合会業務につきましては、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

当連合会では、今後調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用することを見据え、サイバーリスクから会員企業様をお守りすべく、2022年に「全地連サイバープロテクター補償制度」を創設いたしました。

企業へのサイバー攻撃は急増しており、サイバー攻撃のリスクは企業規模の大小を問いません。サイバー攻撃の被害を受けますと貴重な調査情報が漏えいするだけでなく、業務中断に追い込まれる等、事業継続に大きな支障をもたらすことにもなりかねません。

是非、事業活動にかかわる情報漏えいやサイバーリスクへの備えとして「全地連サイバープロテクター補償制度」をご採用くださいますようお願い申し上げます。

2024年11月

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

## 目次

情報漏えい・サイバー攻撃の脅威 .....	2
サイバープロテクター補償制度の概要 .....	3
補償の全体像 .....	5
各種サービス .....	7
補償範囲 .....	8
ご契約の条件 .....	14
お申込方法 .....	15
事故が発生した場合のお手続き .....	16
ご加入にあたっての留意事項 .....	17
重要事項のご説明 .....	18

本制度の「約款」と「事故受付票」は代理店・扱者である株式会社ジオ・ビジネスサービスのホームページに記載していますので、併せてご確認ください。

# 情報漏えい・サイバー攻撃の脅威

## こんなお悩みを抱えていませんか？

### 情報漏えい

情報漏えいを発生させたことによる顧客の信頼失墜、社会からの批判

### 対応の遅れ・不十分な調査

サイバー攻撃被害の発表や調査遅れによる世間からの批判

### SNS炎上

危機管理能力が疑問視され、SNSで批判を受ける

サイバーセキュリティ対策に費用がかかる

情報漏えいしてしまい高額賠償請求されたら？

従業員へのセキュリティ教育に時間・コストがかかる…

万一時、専門家による迅速な対応ができるか不安…

W補償  
費用・賠償

+

補償前後のサービス  
事前・事故時

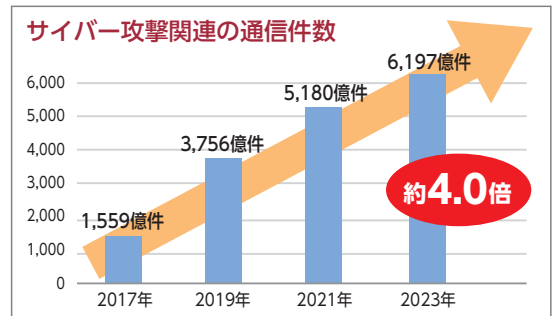
の

**全地連 サイバープロテクター補償制度** が解決します！

## ■日本へのサイバー攻撃関連通信の件数の推移

サイバー攻撃のリスクは日本国内のすべての企業に広がっています。日本国内のネットワークに向けられた2023年度のサイバー攻撃関連の通信の件数は、**6,000億件**を超え、2017年度と比較して、**約4.0倍**に増加しています。

出典：NICTER観測レポート2023(国立研究開発法人 情報通信研究機構) (抜粋)



## ■サイバー攻撃による被害額

サイバーセキュリティに関する問題が引き起こす経済的損失について、例えば、トレンドマイクロが実施した調査によれば、日本では2021年度1年間で発生したセキュリティインシデントに起因した**1組織あたり年間平均被害額は約3億2,850万円**になると算出されています。

調査・分析の実施主体	対象地域	対象期間	経済的損失の概要	損失額
トレンドマイクロ	日本	2021年	セキュリティインシデントに起因した1組織あたり年間平均被害額	3億2,850万円
警察庁	日本	2022年上半期	ランサムウェア被害に関連して要した調査・復旧費用の総額	20%が100万円未満 14%が100万円～500万円未満 10%が500万円～1,000万円未満 37%が1,000万円～5,000万円未満 18%が5,000万円以上

出典：総務省令和5年版情報通信白書(抜粋)

# サイバープロテクター補償制度の概要

本制度は、一般社団法人 全国地質

「サイバープロテクター補償制度」には次のような特長があります。

1

情報漏えい\*やサイバー攻撃による事故により企業に生じた賠償損害をはじめ、事故対応等にかかる費用損害を包括的に補償

\*情報には個人情報その他、国(〇〇省など)・自治体(〇〇市など)、取引先からの受注に関する情報など、企業情報も含まれます。  
従業員の情報管理ミスや情報盗取など内部起因による情報漏えいも対象になります。

2

各種サービスが付帯されており、平時からのサイバーリスクへの備えを支援

W補償で万全の情報漏えい・サイバー対策を実現!!

～情報漏えい



攻撃・侵入

発覚!

初期対応

費用損害

## 調査の実施

- サイバー攻撃を受けている可能性があるとの報告を受け、サイバー攻撃の有無を調査
- 情報漏えいやサイバー攻撃が発生した原因や被害の範囲を調査



## 専門事業者への相談・委託等

- 専門事業者(弁護士・コンサル会社)への相談
- 法律相談
- 炎上沈静化の方針策定



## 復旧作業

- サーバ等のコンピュータシステムの修理や消失した電子情報の修復対応

費用例：1PCあたり **100**万円 1サーバあたり **200**万円



※フォレンジックの内容によります。

賠償損害

経験豊富な専門事業者が事故解決まで丁寧にサポート

補償前後のトータルサービスで賠償リスクを軽減、

## サイバープロテクター専用コールセンター

24時間・365日対応

サイバーセキュリティに関する  
トラブル相談

リモートでの  
ウイルス駆除にも対応

### 標的型メール訓練サービス

標的型メールを模した訓練メールで従業員のリスク感度を確認

### MS&ADサイバーセキュリティ診断

貴社のセキュリティ対策の評価、業種別の傾向、貴社が取るべき対策等を診断

※サービスの詳細は7ページをご参照ください。

3

万が一の事故の際にはサイバーセキュリティの専門家が初期対応から事故解決、再発防止策までをトータルにサポート

4

不正送金被害またはビジネスなりすましメール被害による預貯金の損害をカバー(オプション)

5

保険料は全額損金処理ができます。(2024年11月現在)

## やサイバー攻撃を受けた場合の対応例～

事故対応

再発防止

### 事故対応／被害者への対応

- 社告、会見による事故に関する状況説明や謝罪
- 被害者への詫言状作成・送付と被害者からのお問い合わせコールセンター設置
- 被害者への見舞品としてプリペイドカードを送付



### 再発防止

- 再発防止のために、新たにセキュリティ対策を導入



### 法的な対応

- 情報漏えいの被害者からなされた損害賠償請求への対応



## 会員企業の皆様を支援します!

### 専門事業者紹介サービス

- 貴社のご意向に基づき、サイバー事故発生時の被害範囲の確認や原因調査・復旧作業および事故対応方法の策定について、経験豊富な専門事業者をご紹介します。
  - このサービスは、貴社と保険会社をご紹介します専門事業者との間でご締結される委託契約に基づき、有償で提供されるものですが、プロテクト費用保険金の対象となる費用<sup>(注)</sup>につきましては、保険会社から保険金としてお支払いします。
- (注) あらかじめ保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。

#### 専門事業者の紹介と手配

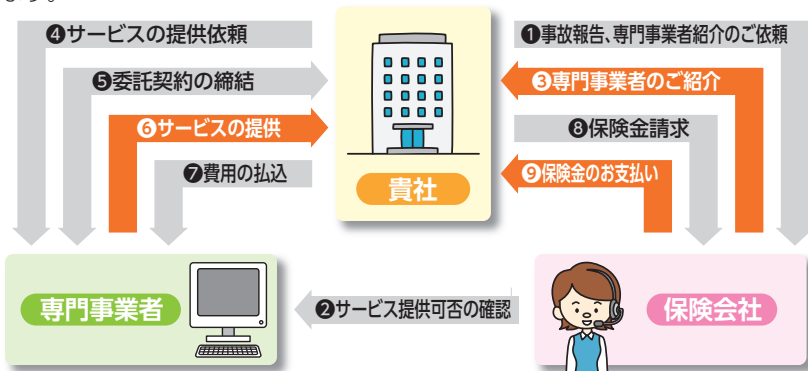
事故解決に必要なフォレンジック調査会社、法律事務所、コールセンター等の各種専門事業者の選定をサポートします(詳細は右記をご参照ください。)

#### 情報技術面のサポート

専門事業者が実施した調査結果の検証や説明を行います。

#### 再発防止のアドバイス

専門事業者と連携のうえ、再発防止策を検討し、アドバイスをを行います。



# 補償の全体像

## 事故例

### ■ サイバー攻撃による 他人の情報の漏えい またはそのおそれ

- ・ 不適切な情報管理やサーバーがマルウェアによる攻撃を受け、お客さま情報が流出した。
- ・ メールの誤送信により、お客さま情報が流出した。
- ・ 内部犯行により、企業秘密のデータが外部へ流出し、SNS上で炎上した。

### ■ コンピュータシステムの所有、 使用または管理に起因する 他人の業務阻害等

- ・ 外部から公式ホームページにウイルスが仕掛けられ、そのページを閲覧した顧客のパソコンもウイルスに感染し、データを消失させてしまった。

### ■ サイバー攻撃に起因する 他人の身体障害・財物損壊

- ・ 調査に使用しているドローンの飛行プログラムが不正アクセスにより意図的に変更され、ドローンが墜落し、地上の歩行者や建物に被害を及ぼした。
- ・ 自社のプログラムがサイバー攻撃により改ざんされ、誤った調査の成果品を納品。完成後、設計の結果により身体障害や財物損害が生じ、損害賠償請求を受けた。

## 事故例

### ■ ビジネスメール詐欺による 資金損害

- ・ 業務委託先の担当者からメールで委託料の振込先変更の連絡があり、会社の銀行口座から振込みを行ったが、そのメールは担当者を装ったなりすましメールだった。

## 対象となる事由

### 費用損害

- 1 サイバー攻撃等による他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- 2 コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- 3 サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊
- 4 上記1～3を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃
- 5 上記1～4を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ(対象となる損害はサイバー攻撃調査費用のみ)

### 賠償損害

- 1 サイバー攻撃等による他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- 2 コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- 3 サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊

### 資金損害 **NEW**

### オプション

不正送金被害またはビジネスなりすましメール被害



### 事故対応費用

事故対応時に要した通信費用、コールセンター会社への委託費用、ネットワークの切断費用等



### クレジット情報 モニタリング費用

クレジット情報の漏えいまたはそのおそれがある場合、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用



### 法律上の 損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金

### オプション



## 対象となる損害



### 事故原因・被害範囲調査費用

事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用



### 広告宣伝活動費用

事故の状況説明または謝罪のための社告、会見等に要した費用



### 法律相談費用

事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用



### コンサルティング費用

事故に関して外部の者をコンサルタントに起用した場合の費用



### 見舞金・見舞品購入費用

事故の被害を受けた者に対する謝罪のための見舞金や見舞品の購入等にかかる費用



### 公的調査等対応費用

公的調査等に対応するために要した、通信費用や出張費、法律相談の対価として法律事務所または弁護士に対して支払う費用等



### コンピュータシステム等復旧費用

事故によって、コンピュータシステムの損傷または電子情報の消失、改ざん等が発生した場合に要した復旧費用等



### 風評被害拡大防止費用

事故に関するインターネット上の風評被害の拡大防止に必要なかつ有益な費用



### 再発防止費用

同様の事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用

### サイバー攻撃調査費用 (対象となる事由は④のみ)

サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関による調査にかかる費用やネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要なかつ有益な費用

### 争訟費用

損害賠償請求に関する争訟によって生じた費用

### 権利保全行使費用

権利の保全および行使に必要な手続に要した費用

### 協力費用

保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、保険会社へ協力するために要した費用 **NEW**

### 訴訟対応費用

訴訟が提起された場合、訴訟に関する諸費用

### 損害防止費用

サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 **NEW**

### 緊急措置費用

サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊が発生した場合の緊急措置に要した費用 **NEW**

※売上高100億円以下の事業者のみセットできます。

### 預貯金

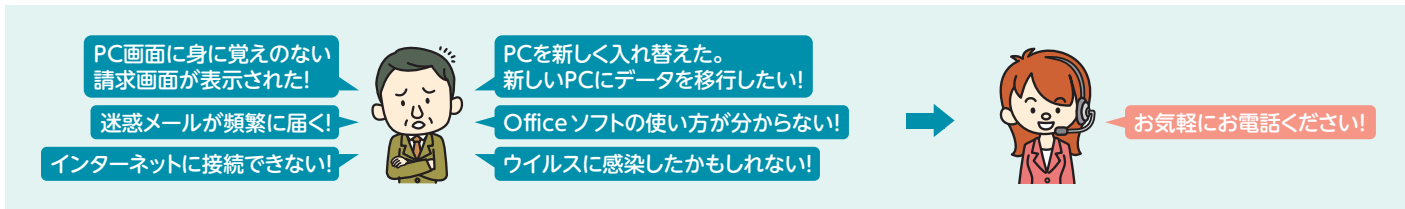
不正送金被害またはビジネスなりすましメール被害による日本国内において所有する口座に保管された預貯金の損害

# 各種サービス

平時からのサイバーリスクへの備えをご支援します。

## サイバープロテクター専用コールセンター **24時間・365日**

- サイバープロテクター専用コールセンターは、サイバープロテクターの契約者および記名被保険者が、パソコン(PC)操作に関する不明点からサイバーセキュリティに関するトラブルまで、電話でお気軽にご相談できる窓口です。
- ご契約のサイバープロテクター保険期間中が利用対象です。保険期間中は、何度でもご利用いただけます。

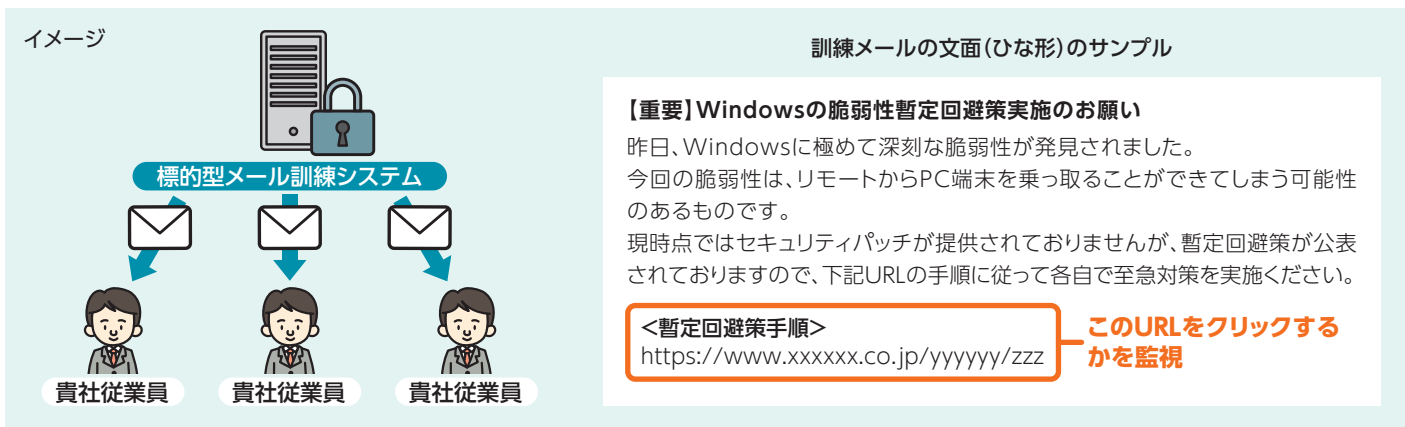


- このサービスは、アドバイスや簡易的な処置を提供するものであり、お客さまに生じたサイバーセキュリティ関連のトラブルを根本的に解決することをお約束するものではありません。
- リモートでのウイルス駆除などは、貴社のネットワーク環境に接続することに同意のあった場合に限り提供します。貴社の指示・同意に基づいて、遠隔操作にて貴社のネットワーク環境上のマルウェアその他の不正なプログラムを駆除する場合があります。
- PCの操作等で発生する通信料は貴社負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※専用コールセンターの電話番号は、加入者証同封の「サイバープロテクターご契約者さま向け 専用コールセンターのご案内」をご確認ください。

## 標的型メール訓練サービス

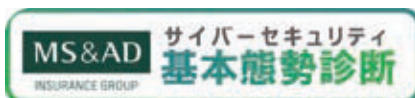
この訓練サービスでは、標的型メールを模した訓練メールを訓練参加者に送信し、メール本文に記載されているURLのクリック状況を監視し、従業員のURLクリック状況をふまえて、簡易レポートを作成・提出します。



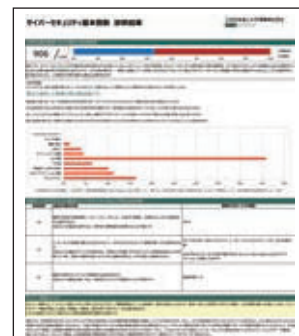
- このサービスは、貴社専用のID・パスワードを発行し、貴社ご自身で、ID・パスワードを使って専用システムにアクセスしていただき、メール送信先等を設定・実施していただくサービスです。(貴社におかれましては一定の作業が発生します。)
- 貴社メールシステム上、このサービスによる訓練メールが迷惑メールフィルタ等で遮断される場合、個別のシステム対応(ホワイトリスト機能等がある場合には予め訓練メールアドレスを追加等)をお願いするケースがあります。(貴社メールシステムによっては、このサービスによる訓練が実施できないことがあります。)

## MS&ADサイバーセキュリティ基本態勢診断

- この診断サービスでは、主に中小企業の皆さまを対象としたサイバーセキュリティに関する診断を行います。
- セキュリティに関する質問にご回答いただいた後、貴社のセキュリティ対策の評価、業種別傾向値、貴社が取るべき対策などを診断します。



診断結果イメージ



### サービスの概要

- (1) 質問票をご提供し、貴社に基本情報やサイバーセキュリティに関する設問にご回答いただきます。
- (2) いただいた回答をもとに、保険会社にて診断結果をご提供します。



# 補償範囲

## ■保険金お支払いする主な場合(賠償損害)

次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

### ① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ

次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ

- ア. 記名被保険者が自らの業務遂行(注1)の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報(注2)
- イ. 記名被保険者が自らの業務遂行(注1)の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報(注3)

### ② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等

上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由

- ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
- イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
- ウ. 他人の人格権侵害
- エ. 他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信(注4)によって生じた侵害に限ります。
- オ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

(注1)業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者へ派遣された労働者による業務遂行を含みます。

(注2)所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

(注3)管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。

(注4)表示または配信には、記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを含みません。

### ③ サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊

記名被保険者の業務の遂行に起因する、次のいずれかに該当する事故

- ア. サイバー攻撃に起因する他人の身体障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)
- イ. サイバー攻撃に起因する他人の財物(財産的価値を有する有体物をいいます。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難

## ■保険金お支払いの対象となる賠償損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

損害の種類	内容
ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金(類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ. 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。)で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものの。
ウ. 権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。)をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続に必要なかつ有益であると引受保険会社が認めた費用。
エ. 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用。
オ. 訴訟対応費用	裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用(通常要する費用に限ります。)であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用。 <ul style="list-style-type: none"><li>① 被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用</li><li>② 被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費</li><li>③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</li><li>④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。</li><li>⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用</li><li>⑥ 増設したコピー機の賃借費用</li></ul>
カ. 損害防止費用	サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用。
キ. 緊急措置費用	サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用。

○賠償損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○賠償損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

## ■保険金をお支払いする主な場合(費用損害)

次のいずれかに該当する情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置(注1)を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。

- ① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- ③ サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害
- ④ サイバー攻撃に起因する他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難
- ⑤ ①～④を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃
- ⑥ ①～⑤を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ(注2)

(注1)措置は、記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社が事故の通知(遅滞なく書面によりご通知いただきます。)を受領した日の翌日から起算して一定期間(1年間)が経過するまでに実際に講じられた処置に限り、かつ、

(注2)サイバー攻撃のおそれとは、コンピュータシステムがサイバー攻撃を受けた疑いがあり、調査を必要とする状況をいいます。ただし、次のいずれかによって明らかになった場合に限り、かつ、

- ① 公的機関(不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報
- ② 記名被保険者が所有、使用もしくは管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者(以下「運用管理委託先」)または引受保険会社による通報、報告または確認(運用管理委託先または引受保険会社が提供するセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等による通知、報告または確認を含み、運用管理委託先以外による無償の診断等の結果は除きます。)

## ■保険金お支払いの対象となる費用損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

損害の種類	内容
ク. 事故対応費用	情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。) ① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます。) ② 通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③ 事故対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ④ 事故対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 ⑥ ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要なかつ有益な費用
ケ. 事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限り、かつ、
コ. 広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限り、かつ、 ① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告
サ. 法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
シ. コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限り、かつ、
ス. 見舞金・見舞品購入費用	情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品(注1)の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額(注2)は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限り、かつ、 ① 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 ② 被害者が個人の場合 1名につき1,000円。ただし、情報セキュリティ事故のうち③の被害者については、100,000円とします。 (注1)見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。 (注2)見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。
セ. クレジット情報モニタリング費用	情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限り、かつ、
ソ. 公的調査等対応費用	情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査等が開始された場合に、被保険者がその公的調査等に対応するために要する次のいずれかに該当する費用をいい、コンピュータシステム等復旧費用、風評被害拡大防止費用および再発防止費用は含みません。 ① 公的調査等への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます。) ③ 公的調査等への対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用

(次ページへ続く)

損害の種類	内容
ソ. 公的調査等対応費用	(前ページから続く) ④ 公的調査等への対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ⑤ 公的調査等への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 ⑥ 資料の翻訳にかかる費用 ⑦ 証拠収集費用 ※公的調査等 公的機関によりなされる公的な調査、検査、取り調べ、命令、警告等であって、記名被保険者がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。
タ. コンピュータシステム等復旧費用	情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。)または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊(暗号化等の使用不能を含みます。)が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用(注1)をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 ① コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる復旧費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用 ② 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(注2)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(注3)および撤去費用 ③ 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用 (注1)費用には、マルウェア駆除、コンピュータシステムの初期化等に要する費用を含みます。 (注2)代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません。 (注3)仮設物の設置費用には、付随する土地の賃借費用を含みます。
チ. 風評被害拡大防止費用	情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害(注)の拡大防止に必要なかつ有益な費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 (注)風評被害は、インターネットによるものに限ります。
ツ. 再発防止費用	同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
テ. サイバー攻撃調査費用	サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用を含みます。

○費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○一部の費用損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

## ■保険金をお支払いする主な場合(資金損害)

保険期間中に発生した次のいずれかに該当する事故によって被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、所轄警察署および金融機関のいずれにも届出されている場合に限り、保険金をお支払いします。

### ①不正送金被害

不正送金指示(注1)によって被保険者が日本国内において所有する口座に保管された預貯金が不法に盗取または詐取されること。

### ②ビジネスなりすましメール被害

ビジネスなりすましメール(注2)を受信した被保険者または被保険者から委託された者が錯誤により金融機関に対する指示を行い、被保険者が日本国内において所有する口座に保管された預貯金が不法に詐取されること(脅迫によるものは除きます)。

(注1)不正送金指示とは、被保険者または被保険者から委託された者以外の者による次のいずれかの行為をいいます。

- ① サイバー攻撃によって被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに侵入し、不正な操作により金融機関に対してコンピュータシステム上で虚偽の指示を行うこと。
- ② 被保険者または被保険者から委託された者になりすまして金融機関に対してコンピュータシステム上で虚偽の指示を行うこと。

(注2)ビジネスなりすましメールとは、次のいずれか以外の者が預貯金の詐取を目的として、次のいずれかの者になりすまして発信するメールをいいます。

- ① 被保険者の役員、使用人等またはそれらの者から権限を付与された者
- ② 被保険者が業務上正当な理由により金銭を支払う相手方の役員、使用人等またはそれらの者から権限を付与された者もしくは業務を委託された者

## ■保険金お支払いの対象となる資金損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

損害の種類	内容
ト. 預貯金	事故により盗取または詐取された預貯金(注)の額をいいます。ただし、他人から回収または補てんされる金額がある場合は、その金額を差し引いた額とします。 (注)預貯金は、記名被保険者が日本国内において所有する口座に保管された預貯金に限ります。

## ■保険金をお支払いしない主な場合(共通)

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

### <専門事業者賠償責任保険普通保険約款で保険金をお支払いしない主な場合>

- ◆次のいずれかの事由に起因する損害
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注)、労働争議または騒擾(じょう)等
  - 地震、噴火、洪水または津波
  - (注)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ◆次のいずれかの事由または行為によって生じた事故に起因する損害
  - 被保険者の犯罪行為(過失犯を含みません。)
  - 被保険者の故意または重過失による法令違反
  - 被保険者が他人に損失を与えることを認識(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)しながら行った行為等
- ◆次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害
  - 他の被保険者からなされた損害賠償請求
  - この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
  - この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
  - 身体の障害に対する損害賠償請求(精神的苦痛は含みません。)。ただし、サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いします。
  - 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀(き)損または人格権侵害に対する損害賠償請求
  - 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に対する損害賠償請求。ただし、サイバー攻撃に起因する他人の財物(財産的価値を有する有体物をいいます。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いします。
  - 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信によって生じた意匠権、商標権、著作権またはドメイン名の侵害には適用されません。等

### <サイバーセキュリティ特約で保険金をお支払いしない主な場合>

- ◆次のいずれかに該当する損害
  - この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害
  - この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害等
- ◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
  - 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
  - 国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。)
  - 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為等
- ◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
  - 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任
  - 被保険者が支出したと否とを問わず、違約金
  - 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
  - 株主代表訴訟
  - 企業その他組織の信用毀(き)損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
  - 被保険者が支出したと否とを問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)
  - 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用等
- ◆保険金を支払うことにより、引受保険会社が次のいずれかによる制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
  - 国際連合の決議
  - 欧州連合、日本国、英国または米国の貿易または経済に関する制裁、法令または規則
  - その他これらに類似の法令または規則
- ◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
  - 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
  - 履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
  - 被保険者が上記に規定する履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)を避けることを目的として行った不完全履行(履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
  - 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
  - 人工衛星(人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。)の損壊または故障
  - 被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
    - ア. 業務の対価(販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。)の見積もりまたは返還
    - イ. 業務の対価の過大請求
    - ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
    - エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝
  - 商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

- 記名被保険者が金融機関等(注)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為
    - ア、コンピュータシステムにおける資金(電子マネー、その他これらに類似のものを含まず。)の移動
    - イ、預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引
  - 暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)の取引
  - 記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
  - 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害
    - ア、電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者
    - イ、ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者
    - ウ、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者
    - エ、水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者
- (注)金融機関等とは、銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業、保険業、資金移動業等を営む者をいい、決済代行会社(割賦販売法(昭和36年法律第159号)に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。)、金融商品取引所(暗号資産交換業を含まず。)または信用保証協会を含まず。
- ◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。
    - ⇒以下の3点の免責事由については、IT業務特約をセットした場合には免責事由の適用除外となります。
  - 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム(注)の所有、使用または管理
  - 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
  - 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- (注)他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含まません。
- ◆他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害について、次の事由
  - 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかに関わらず、著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料
  - ◆直接であると間接であるとを問わず、戦争等(注)に起因する損害
- (注)戦争等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(宣戦布告の有無を問いません。)
  - ② 上記①の過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃
  - ③ 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼすもの。
    - ア、重要インフラサービスの利用、提供または完全性
    - イ、安全保障または防衛

## <プロテクト費用補償特約又はサイバーセキュリティ拡張補償特約で保険金をお支払いしない主な場合>

- ◆被保険者が直接負担したと否とを問わず、次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害
  - この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
  - 金利等資金調達に関する費用
  - 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
  - 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常措置にかかる費用を超えて要する費用
  - 正当な理由がなく、通常措置にかかる費用を超えて要する費用
  - 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用(注1)
  - 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - サイバー攻撃が金銭等(注2)の要求を伴う場合において、その金銭等(注2)
  - 被保険者に生じた喪失利益
  - 税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金
- (注1)弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。
- (注2)金銭等には、電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)、その他これらに類似のものを含まず。

## <サイバーセキュリティ拡張補償特約で保険金をお支払いしない主な場合>

- ◆サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等)を含まず。)もしくは固体の排出、流出またはいっ出
- 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由
  - ア、石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引
  - イ、石綿等への曝露による疾病
  - ウ、石綿等の飛散または拡散
- 次のいずれかの所有、使用または管理
  - ア、航空機
  - イ、パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球
  - ウ、自動車(原動機付自転車を含みます。)。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。
    - (ア)販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
    - (イ)出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
  - エ、施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含まず。)
  - ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。

- 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為
  - ア. 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
  - イ. 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。
  - ウ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
  - エ. 上記ア. からウ. までの規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。)

## <資金損害補償特約で保険金をお支払いしない主な場合>

- ◆次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
  - 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - 上記に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
  - 次のいずれかの者の犯罪行為または不正行為
    - ア. 被保険者の役員または使用人等
    - イ. 被保険者と何らかの契約関係にある者
    - ウ. 被保険者から金融機関に対する支払指示を行うことを委託された者
  - 初年度契約の保険期間の開始日より前に不正送金指示が行われた場合またはビジネスなりすましメールを受信した場合において、その不正送金指示またはビジネスなりすましメールに起因する事故
  - 初年度契約の保険期間の開始日において、事故が発生するおそれがある状況を被保険者が知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)場合において、その状況に起因する事故
  - 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
  - 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
  - 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること。等
- ◆次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注)
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質(使用済燃料を含みます。)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - 上記以外の放射線照射または放射能汚染
  - 国または公共機関による法令等の規制
  - 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
  - 脅迫行為
  - 記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
  - コンピュータシステムの自然の消耗、劣化(コンピュータシステムの日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。)または自然発熱その他これらに類似の事由
  - 預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)の盗難
  - クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済等のキャッシュレス決済の使用
  - 被保険者の役員または使用人等が事務取扱規程その他のこれに類する社内の規定に著しく違反したこと。等

(注)これらに該当する事由によって発生した事故(不正送金被害またはビジネスなりすましメール被害)が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故(不正送金被害またはビジネスなりすましメール被害)がこれらの事由によって拡大して生じた損害に対しても保険金をお支払いしません。
- ◆被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合の、次のいずれかに該当する事故によって生じた損害
  - 通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故
  - 次のいずれかの期間内にソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故
    - ア. テスト期間内
    - イ. 試用期間内
    - ウ. 正式使用から14日以内
- ◆被保険者が事故の結果として、収入、利息、配当等を得られなかったことによる損害
- ◆この保険契約の終了後1年以内に被保険者によって発見されなかった場合
- ◆直接であると間接であるとを問わず、戦争等(注)に起因する損害
 

(注)戦争等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

  - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(宣戦布告の有無を問いません。)
  - ② 上記①の過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃
  - ③ 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼすもの。
    - ア. 重要インフラサービスの利用、提供または完全性
    - イ. 安全保障または防衛

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

# ご契約の条件

ご契約の条件は下記のとおりです。

## (1) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

本制度の被保険者は次のとおりです。

- ① 加入者（記名被保険者）
- ② 加入者（記名被保険者）の役員（会社法上の取締役、執行役員および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。）。ただし、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者となります。  
※追加記名被保険者特約をセットすることにより、日本国内に所在する会社法上の子会社のうち、記名した子会社を追加記名被保険者として含めることができます。

## (2) 保険適用地域

賠償損害、費用損害の保険適用地域は全世界、資金損害の保険適用地域は日本国内となります。

## (3) 補償の対象となる情報

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 個人情報  
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。
- ② 企業情報  
特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報
- ③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

## (4) 保険料計算に必要な情報

保険料の算出のために下記の事項を確認させていただきます。（保険料確定特約の規定に基づく確定保険料での引受となります。）

- ① 保険料算出の基礎  
記名被保険者の把握可能な最近の会計年度（1年間）における売上高  
・新規設立で最近の会計年度（1年間）の売上高等が把握できない場合は、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高の総額をしてください。
- ② 過去の事故について  
・現時点から起算して過去3年間において、この保険の対象となる事由の発生、もしくはその発生が予想される状況の有無

## (5) 支払限度額の設定

支払限度額および免責金額は下表よりご選択ください。下表記載の支払限度額以外での設定をご要望される場合には、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

本制度には「保険証券総支払限度額設定特約」が自動セットされており、賠償損害、費用損害、資金損害（オプション）について保険期間中に支払われる保険金は、賠償損害の基本支払限度額が限度となります（費用損害、資金損害は賠償損害の支払限度額の内枠でのお支払い）。

（◎：自動補償 ○：オプション補償）

損害	プラン	損害の種類	支払限度額 (1請求/1事故・保険期間中につき)	免責金額 (1請求/1事故につき)	縮小支払割合
賠償損害	◎	ア. 法律上の損害賠償金	賠償損害の基本支払限度額として次のいずれかから選択します。 <b>5,000万円 1億円 3億円</b> <b>5億円 10億円</b>	なし	なし
	◎	イ. 争訟費用			
	◎	ウ. 権利保全行使費用			
	◎	エ. 協力費用			
	◎	オ. 訴訟対応費用			
	◎	カ. 損害防止費用			
	◎	キ. 緊急措置費用			
費用損害	◎	ク. 事故対応費用	費用損害の基本支払限度額として次のいずれかから選択します。 <b>1,000万円 3,000万円 5,000万円</b> <b>1億円 3億円</b>	なし	なし
	◎	ケ. 事故原因・被害範囲調査費用			
	◎	コ. 広告宣伝活動費用			
	◎	サ. 法律相談費用			
	◎	シ. コンサルティング費用			
	◎	ス. 見舞金・見舞品購入費用			
	◎	セ. クレジット情報モニタリング費用			
	◎	ソ. 公的調査等対応費用			
	◎	タ. コンピュータシステム等復旧費用			
	◎	チ. 風評被害拡大防止費用			
◎	ツ. 再発防止費用	チ. およびツ. の費用の合計で <b>3,000万円(注)</b>	90%		
◎	テ. サイバー攻撃調査費用				
資金損害	○	ト. 預貯金	<b>500万円(注)</b>	<b>10万円</b>	なし

(注) 費用損害の基本支払限度額の内枠のため、費用損害の基本支払限度額が限度となります。

<保険料例> 支払限度額：基本補償（賠償損害）1億円、費用損害2,000万円、資金損害500万円

売上高	年間保険料 (資金損害補償特約あり)	年間保険料 (資金損害補償特約なし)
2億円	136,410円	86,410円
5億円	182,710円	117,510円
10億円	236,440円	152,070円
30億円	357,350円	181,250円

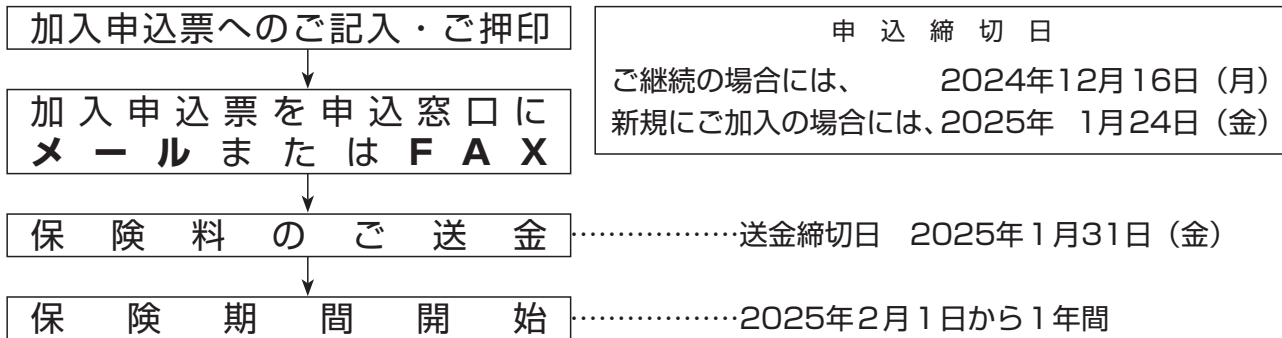
- ・左記の保険料は、年間保険料の一例です。
- ・実際のご加入にあたっては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

本制度では基本補償の支払限度額別に下限保険料が設定されます。

(例) 基本補償（賠償損害）の支払限度額が5,000万円の場合：50,000円、1億円の場合は60,000円となります。

# お申込方法

お申込みの流れは次のとおりです。



〈中途加入について〉

中途加入の場合、補償の開始時期は毎月1日（午前0時）付とし、2026年2月1日（午後4時）までが保険期間となります。詳しくは代理店・扱者までお問い合わせください。

## 加入申込票のご送付

加入申込票は下記の申込窓口（ジオ・ビジネスサービス）へご提出ください。

メールの場合	geo-info@zenchiren-geo.co.jp
FAXの場合	03-3518-4901

## ご記入にあたってのご注意

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票（引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下、同様とします。）に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

## 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、年払（一括払）のみとなります。

全地連事務局で加入企業からの加入申込票を確認のうえ、保険料を算出し、請求書（兼お見積書）を送付します。

## 保険料のご送金先

銀行振込により、下記の指定口座にお振込ください。

銀行名	三菱UFJ銀行 本郷支店
普通預金	口座番号 319462
口座名	(社) 全国地質調査業協会連合会



# 事故が発生した場合のお手続き

事故が発生した場合のお手続きは下記のとおりです。

## (1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況（事故あるいは情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを含みます。）を知った場合には、代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- |                     |
|---------------------|
| ① 損害賠償請求を最初に知った時の状況 |
| ② 申し立てられている行為       |
| ③ 原因となる事実           |

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

## (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
<b>(1) 引受保険会社所定の保険金請求書</b>	引受保険会社 所定の保険金請求書
<b>(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類</b> (注)損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知ったときの状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、被害者に対する通知書、免責事由該当性を確認する書類
<b>(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類</b> ① 損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ③ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部（個人）事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証（兼）念書
<b>(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類</b>	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
<b>(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類</b> ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書

### <プロテクト費用保険金について>

保険金のご請求に必要な書類
① 費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類
② 費用に関する領収書等、被保険者の費用の支出を証明する書類

### <資金損害補償特約について>

保険金のご請求に必要な書類
① 預貯金の出入金履歴、メールの受発信履歴等、事故の発生を証明する書類
② 預貯金通帳、帳簿、金融機関からの補てん通知等、損害の額を証明する書類
③ 所轄警察署および金融機関の証明書またはこれに代わるべき書類

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

# ご加入にあたっての留意事項

- この保険（サイバープロテクター補償制度をさします。以下同様です。）は一般社団法人全国地質調査業協会連合会が保険契約者となる団体契約です。
- この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が一般社団法人全国地質調査業協会連合会傘下の各協会の会員企業である場合に限りです。
- 申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、この書面に記載の事項につき被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください (<https://zenchiren-geo.jp>)。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましても、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約は「共同保険に関する特約」に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。
  - ・三井住友海上（幹事会社）
  - ・損害保険ジャパン
  - ・あいおいニッセイ同和損害保険
- 保険会社破綻時等の取扱い
  - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
  - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
  - また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

## 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、団体契約の安定的な運用および事故の円滑な解決のため、加入者の保険金請求状況等を保険契約者（団体）、代理店・扱者に提供することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) または引受保険会社のホームページをご覧ください。

2024年4月1日以降始期契約用  
サイバープロテクター<sup>(注)</sup>  
をご加入いただくお客様へ  
**重要事項のご説明**

この書面ではサイバープロテクター<sup>(注)</sup>に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

(注)「サイバープロテクター」は、サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険のペットネームです。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
専門事業者賠償責任保険	専門事業者賠償責任保険普通保険約款 +サイバーセキュリティ特約(自動セット) サイバーセキュリティ拡張補償特約(自動セット) 保険料確定特約(専門事業者用)(自動セット) 保険証券総支払限度額設定特約(自動セット) 資金損害補償特約(任意セット)

## 2. 引受条件等

### (1) 補償内容

#### ① 被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
専門事業者賠償責任保険	①加入申込票 <sup>(注)</sup> の「申込人」欄に記載された方(記名被保険者) ②記名被保険者の役員(会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含む。)

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

#### ② 保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「全地連 サイバープロテクター補償制度」。以下「パンフレット」といいます。 )の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

#### ③ お支払いの対象となる損害

パンフレットの「保険金お支払いの対象となる賠償損害」、「保険金お支払いの対象となる費用損害」、「保険金お支払いの対象となる資金損害」のページをご参照ください。

#### ④ 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

### (2) セットできる主な特約

セットできる主な特約はパンフレットをご参照ください。特約の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### (3) 保険期間および補償の開始・終了時期

#### ① 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

#### ② 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

#### ③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

### (4) 支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

## 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### (1) 保険料の決定の仕組み

保険料<sup>(注)</sup>は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客様が実際にご加入いただく保険料<sup>(注)</sup>につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

### (2) 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。**注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」**をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。  
この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

### 1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

このご契約は、一般社団法人全国地質調査業協会連合会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1)ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票<sup>(注)</sup>に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票<sup>(注)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

#### (2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

- ① ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

**ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。**

- 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- ② ご加入後、次の事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇ 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### 3. 保険期間および補償の開始・終了時期

#### (1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

#### (2) 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

#### (3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

### 6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■ ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■ 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

### 7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

### 8. 契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

### 9. 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

#### この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者 株式会社ジオ・ビジネスサービス

〒101-0047

東京都千代田区内神田1-5-13 内神田 TKビル3階

TEL: 03-3548-4900 FAX: 03-3518-4901

#### 三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



#### 事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間 365日 事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

#### 指定紛争解決機関

#### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

【ナビダイヤル

(全国共通・通話料有料)】

・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adri/index.html>)





# サイバープロテクター補償制度の「約款」や「事故報告書」は、株式会社ジオ・ビジネスサービスのホームページよりご参照ください。



■各種保険制度の内容をわかりやすくご説明、WEBで簡単にお見積依頼・資料請求可能！

■万が一事故にあわれた際は、WEBからも事故報告できます！

■今まで開催したWEBセミナー等、福利厚生お役立ち情報を掲載！



各保険の詳細ページには、パンフレットや約款※、加入申込票を掲載！  
困った時にすぐ、ご参照いただけます。  
※加入者証「備考欄」記載の6ケタを入力してください。



事故の際の連絡先情報や事故報告書も掲載！



保険料お見積依頼や資料請求依頼もWEBから可能となっております。

株式会社ジオ・ビジネスサービス  
ホームページ

<https://zenchiren-geo.jp>

二次元コードで読み取る場合はこちらから▶



# 全地連の保険制度のご紹介

全地連では会員企業の皆さまに以下の制度をご用意しております。  
いずれも地質調査業者専用に企画された専用商品で、充実した補償内容となっておりますのでご加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。  
なお、制度の詳細につきましては、全地連のホームページ (<https://www.zenchiren.or.jp>) または  
ジオ・ビジネスサービスのホームページ (<https://zenchiren-geo.jp>) をご覧ください。

～現場調査・工事に係る  
賠償責任の補償～  
**第三者賠償補償制度**  
汚染地盤修復工事賠償補償制度

～サイバーリスクに係る  
賠償責任の補償～  
**サイバープロテクター  
補償制度**

～報告書、設計書の瑕疵に係る  
賠償責任の補償～  
**地質コンサルタント総合かし  
賠償補償制度**

～労働災害時の補償～  
**労災上積み補償制度**  
業務災害補償プラン

～ボーリングマシンの  
損害を補償～  
**ボーリングマシン  
補償制度**

～病気、ケガによる死亡保障～  
**死亡保障制度**  
～病気、ケガによる入院保障～  
**医療保障制度**

～長期の就業障害に備える～  
**生涯収入サポート**

## 本制度のお問合わせ先

### 制度運営

一般社団法人 **全国地質調査業協会連合会**

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 (内神田TKビル3F)

☎ 03-3518-8873 FAX 03-3518-8876

### 代理店・扱者

**株式会社ジオ・ビジネスサービス** (全地連直属代理店)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 (内神田TKビル3F)

☎ 03-3518-4900 FAX 03-3518-4901

E-mail: [geo-info@zenchiren-geo.co.jp](mailto:geo-info@zenchiren-geo.co.jp)

<https://zenchiren-geo.jp>

### 引受保険会社 幹事会社

**三井住友海上火災保険株式会社** 公務第一部  
営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

☎ 03-3259-6681 FAX 03-3259-7213

### 非幹事会社

損害保険ジャパン株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社